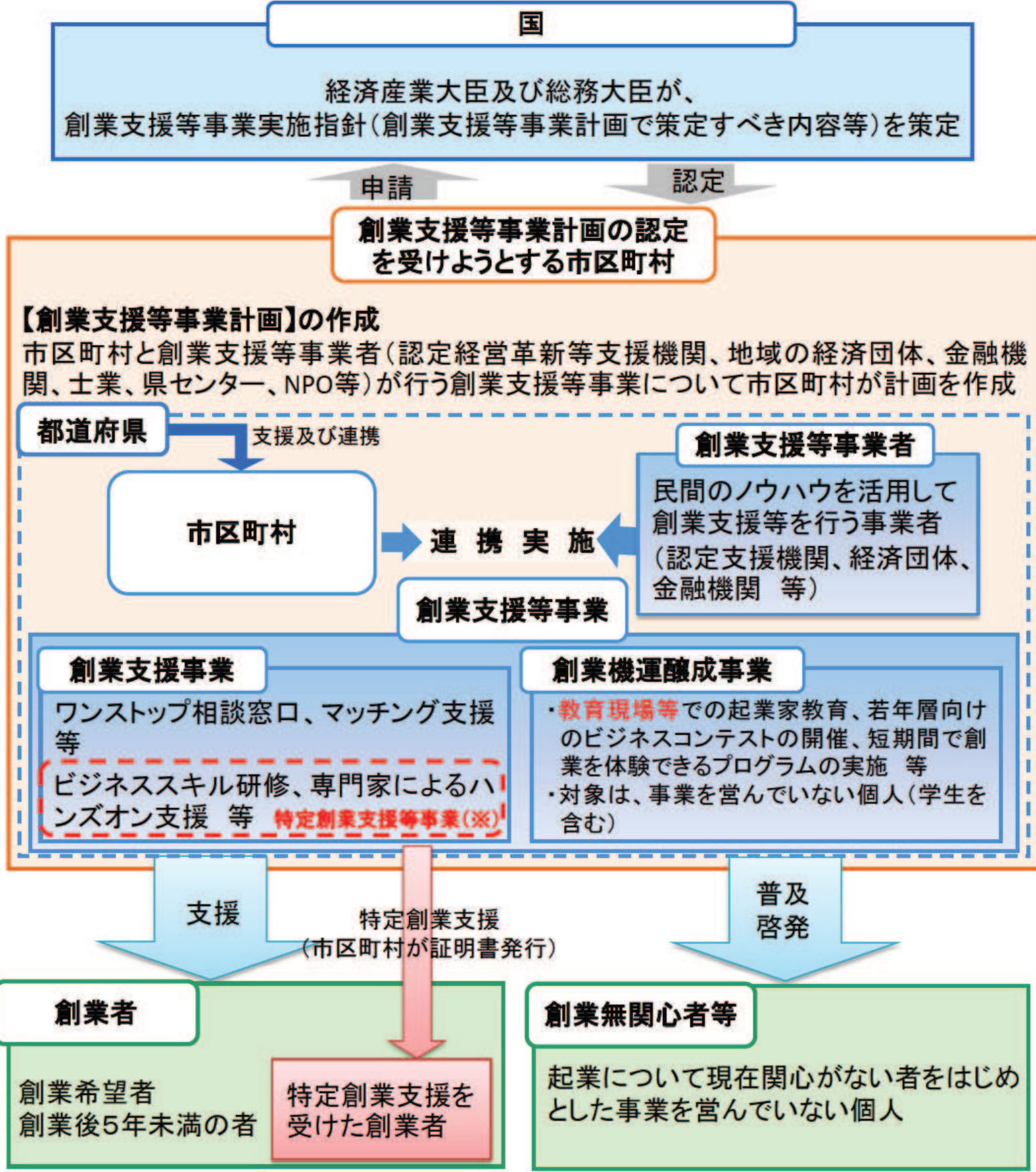


3. 産業競争力強化法に基づく創業支援スキーム



(※) 特定創業支援等事業とは、市区町村又は認定連携創業支援等事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。

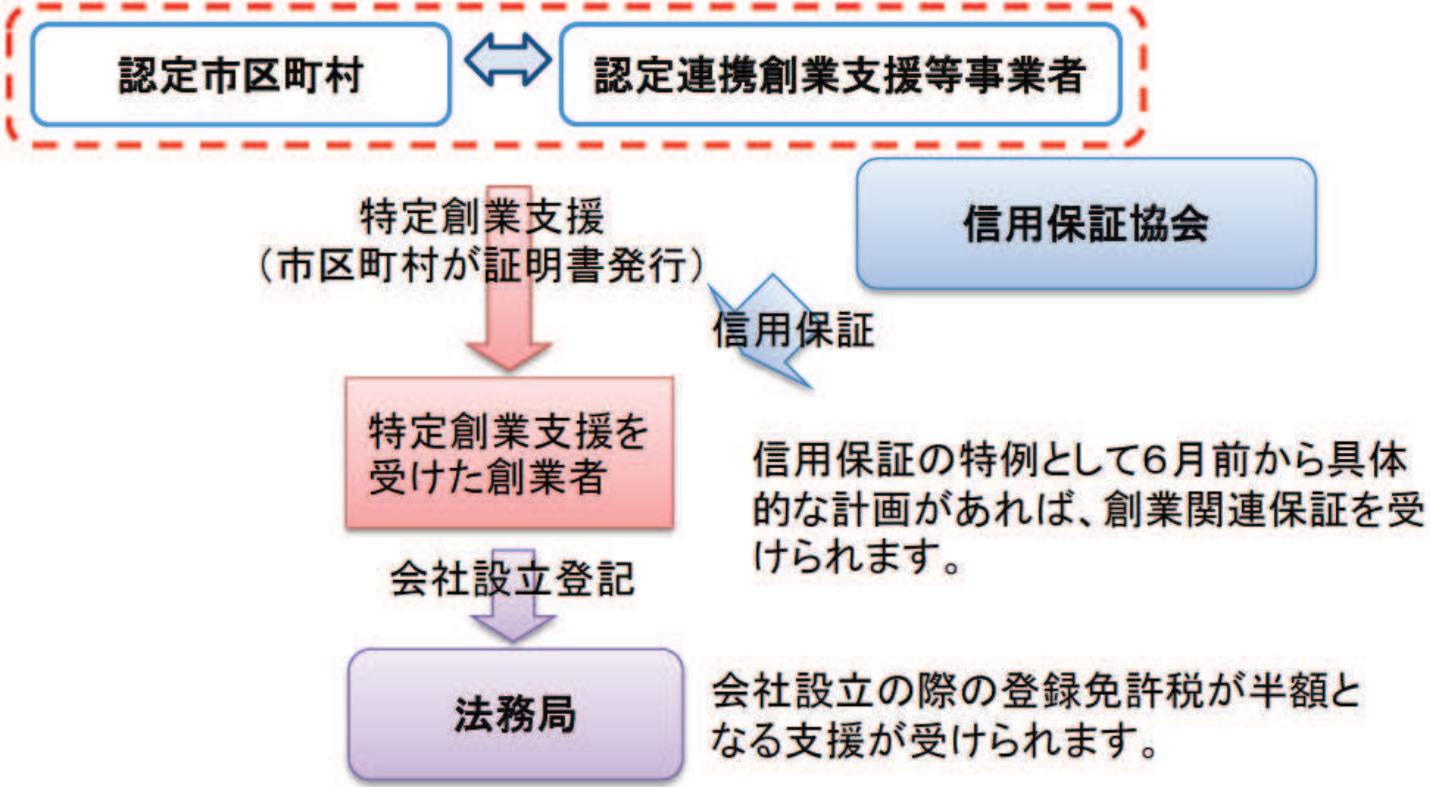
4. 支援施策の概要(つづき)

I. 認定連携創業等支援事業者への支援(つづき)

- (2) 市区町村と連携して創業支援等事業を行うNPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。
- (3) 認定を受けた創業支援等事業者に対し、中小機構が創業支援のノウハウの提供や専門家の紹介を行います。

II. 特定創業支援等事業を受けた創業者への支援

- (1) 認定を受けた特定創業支援等事業の支援を受けて創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社又は合同会社は、資本金の0.7% → 0.35%※、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円→3万円)されます。
※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。
- (2) 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。



- (3) 創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者は、日本政策金融公庫の融資制度である新創業融資制度を、創業資金総額の1/10以上の自己資金要件を満たす方として利用できます。
- (4) 日本政策金融公庫の新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。

VI. 登録免許税の減税

1. いくらに減税になるのでしょうか。

←株式会社又は合同会社については、登記の際、資本金の0.7%の金額がかかりますが、これを0.35%に減額します。なお、株式会社は最低税額が15万円、合同会社は最低税額が6万円にそれぞれ設定されていますが、これを株式会社は7.5万円、合同会社は3万円になります。
また、合名会社又は合資会社は、登記の際、1件につき6万円の金額がかかりますが、これを3万円になります。

2. 登録免許税の減免について、株式会社を設立する場合の登録免許税しか減免を受けることができないのでしょうか。

←平成28年4月1日より、株式会社以外に合名会社、合資会社及び合同会社を設立する場合も登録免許税の減免を受けることができるようになりました。また、創業5年未満の個人事業主が会社を設立する場合についても登録免許税の減免を受けることができるようになりました。一方で、一般社団法人や一般財団法人等を設立する場合や創業5年を経過した個人事業主、会社を設立して創業した者が組織変更を行う場合の法人登記に要する登録免許税については支援対象外となります。

VII. 補助金・交付金

1. 認定連携創業支援等事業者(以下、「創業支援等事業者」という)に対する補助事業期間、補助対象経費、補助上限額等の概要はどのようなもののでしょうか。

←創業支援等事業者に対する国からの補助金を措置しております。1認定計画あたりの上限 1,000万円で、補助率は2/3となります。創業支援等事業者が実施する経営指導、スキルアップ研修、コワーキング事業、創業スクール、起業家教育、ビジネスプランコンテスト等への補助を行います。対象経費は、人件費(新規雇用の場合に限る)、専門家謝金、旅費、設備費(レンタル、リースに限る)、委託費、広報費などです。なお、詳細は募集要項をご参照ください。